

いじめ防止基本方針

令和 8 年（2026 年）9 月 改訂

箕面市立第三中学校

目次	1. 学校基本方針	P. 1
	◎いじめの定義	
	◎いじめの防止等の対策に関する基本理念	
	◎いじめ防止基本方針の周知について	
	2. 校内いじめ対策委員会について	P. 2
	◎メンバー構成	
	◎対策委員会の役割	
	3. いじめの未然防止	P. 3
	◎未然防止の取り組みの重要性	
	◎未然防止に向けての手立て	
	4. いじめの早期発見	P. 4～5
	◎いじめを発見する手立て	
	◎いじめを訴えることの意義と手段の周知	
	5. いじめの発見から解決まで	P. 5～9
	◎発見から指導、組織対応について	
	◎聞き取りの際の留意事項	
	◎被害者（いじめられた子ども）への対応	
	◎加害者（いじめた子ども）への対応	
	◎観衆、傍観者への指導	
	◎保護者との連携	
	◎関係機関との連携	
	6. ネット上のいじめへの対応	P. 10～11
	◎ネット上のいじめへの対応に関する基本理念	
	◎ネット上のいじめについて	
	◎未然防止について	
	◎保護者懇談会で伝えたいこと	
	◎ネット上のいじめへの対応での留意事項	
	7. 重大事態への対処	P. 12
	◎重大事態への学校対応	
	◎重大事態調査結果報告書の公表	

I 学校基本方針

◎いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）また、障害特性を有する児童生徒や自身の思いを表現することが苦手な児童生徒は、法第2条のいじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」と訴えることが難しい児童生徒もいることから、いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。なお、好意から行った行為が、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合は、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、法第22条を踏まえて設置される「校内いじめ対策委員会」で情報共有するものとする。また、けんかやふざけあいであっても、見えない所でいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の心身の苦痛の有無に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

◎いじめの防止等の対策に関する基本理念

日々未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合には、迅速に事案の解明に的確に取り組む、誠実な対応に努め、早期対応、早期解決のため、いじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に講じる。さらに、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行するものとする。そのために、法第22条の規定を踏まえて、学校の複数の教職員を中心に構成されるいじめ防止等のための組織である「校内いじめ対策委員会」を常設して、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携して、学校の実情に応じた対策を推進する。

いじめには様々な特質があるが、箕面市、箕面市教育委員会及び学校は、以下の①～⑧をいじめ問題に対する基本的な認識とし、取り組むものとする。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方をしてはならない。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

具体的ないじめの態様例は以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォンやゲーム機等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・卑猥なことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。

◎いじめ防止基本方針の周知について

学校ホームページにて、常時掲載するとともに、入学式の際に生徒指導よりホームページに掲載している旨を保護者の方へ伝えることで周知を行う。また、学校だよりなどにおいてもホームページに掲載している旨を随時伝えていくことで周知を行う。

2 校内いじめ対策委員会について

◎メンバー構成

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導・支援コーディネーター・人権担当・養護教諭
・図書館司書・SC・SSW

◎対策委員会の役割

- ①いじめの未然防止に向けて、学校全体として規律等の確認・検討や、道徳や総合などでの未然防止の授業内容の作成や交流などを行う。
- ②いじめが起きた時の早期対応に向けて、対応チーム（＊１）の確認・役割分担・対応内容の確認などを行い、適切に対応を行っているかの確認を行う。
- ③いじめ事案対応の終了後も、解消に向けての取り組み内容の確認や、今後に向けた改善点などの点検などを行う。
- ④いじめについての校内研修（＊２）を年間複数回、支援連絡会や人権教育と連携しながら検討・実施していく。また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、SCやSSW等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。さらに初任者等の経験の少ない教職員に対しては、校内でOJTが円滑に実施されるよう、配慮するものとする。

(＊１) 対応チームとは・・・実際にいじめ事案に対応する教員のこと（詳しくはP. 5 参照）

(＊２) 校内研修に関して、年度初めに生徒指導より「いじめ防止基本方針」についての研修を行うとともに、年度ごとに校内いじめ対策委員会として校内事情等に合わせて研修内容を検討・実施していく。

3 いじめの未然防止

◎未然防止の取り組みの重要性

学校生活の中では、日常的なトラブルがいじめへと発展していくことのないように、「問題が発生しにくい学校風土を作る。」ために未然防止をはかる。すべての子どもを対象に、健全な社会性をはぐくみ、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが重要である。また加害者にさせないという意味での未然防止策も講じる必要がある。そのため全教職員が共通して「いじめが起こらない学級・学校づくり」に向けて教育活動に取り組む。

◎未然防止に向けての手立て

①学級経営の充実

- ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子どもの一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあい、いじめを許さない学級を作る。
- ・子どもの自発的、自治的活動を促進し、活気のある、自浄作用の高い学級集団づくりを進める。
- ・規範を守る態度を育成する。（時間を守る。挨拶をする習慣。服装を正す。集団生活をする上での必要なルールを身につける。学校の施設・物を大切にする。言葉づかいを正す。）
- ・生徒の実態を生徒相談や生徒相談アンケートや i - c h e c k や欠席・遅刻・早退の日数等を活用して把握する。

②授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」「自己肯定感」を高める授業づくりをすすめる。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。

③道徳

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

④学級活動

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ・「いじめの定義」「いじめの四層構造」について説明し、いじめの起きる仕組みを理解させる。
- ・「いじめられる人」「いじめている人」「観衆」「傍観者」それぞれの立場からいじめを減らすためにできることを考え、まとめる。

⑤学校行事

体育祭・文化祭・球技大会・職場体験・福祉体験・修学旅行・宿泊学習・校外学習など様々な行事を通して、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

⑥生徒会活動

- ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動をすすめる。
- ・生徒会学習会を通じて、他校の生徒会と交流し、自校により良い環境づくりを行えるよう考え取り組む。

4 いじめの早期発見

◎いじめを発見する手立て

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもみられる。担任の思い込みを避けるために、教師間の情報交換や各種調査による点検も重要視する。

①教師と子どもの交流をとおした発見

- ・休み時間や昼休み、清掃時、放課後の雑談等の機会に、気になる様子に気を配る。
- ・学年始めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃、注意深く子どもの様子を把握する。

②複数の教員による発見

- ・多くの教員が様々な教育活動を通して子どもにかかわることにより、発見の機会を多くする。
- ・養護教諭や学校図書館司書等の観察をもとに、保健室や図書室での様子を把握する。

③アンケート調査

- ・生徒相談週間前の生活アンケート、ステップアップ調査やいじめアンケート等の調査に取り組む。

④生徒・進路相談をとおした把握

- ・全学年で年間2回の生徒相談週間を設け、担任、子どもが一对一で話を聞けるようにする。

⑤生徒会が主体となった取組

- ・職員室前・図書館・保健室に目安箱を設置し、生徒からの情報を収集できるようにする。
- ・生徒会学習会で考え・学んだことを生かし、自校で取り組んでいける内容を模索していく。

⑥週1回の生徒指導連絡会を行い、気になる生徒の情報収集、交換を密にしていく。

⑦週1回の支援連絡会を行い、気になる生徒の情報収集、交換を密にしていく。

⑧週1回の不登校・別室担当者会を行い、気になる生徒の情報収集、交換を密にしていく。

⑨相談できる窓口が学校以外（箕面市教育委員会－箕面市人権政策課－子どもいじめ相談係）にもあることを全校集会等で、生徒へ周知する。

◎いじめを訴えることの意義と手段の周知

①いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。

②学校へのいじめの訴えや相談方法を生徒・家庭・地域に周知する。

- ・学校だよりやポスターを通して担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を周知する。

③関係機関（箕面市教育委員会や箕面市青少年指導センター、箕面警察や池田少年サポートセンター等の機関）へのいじめの相談方法を生徒・家庭・地域に周知する。

- ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。
- ・関係機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることを周知する。

④匿名による訴えへの対応

- ・匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するために氏名等の情報を得る必要があることを伝える。

⑤保護者や地域からの情報提供

日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。

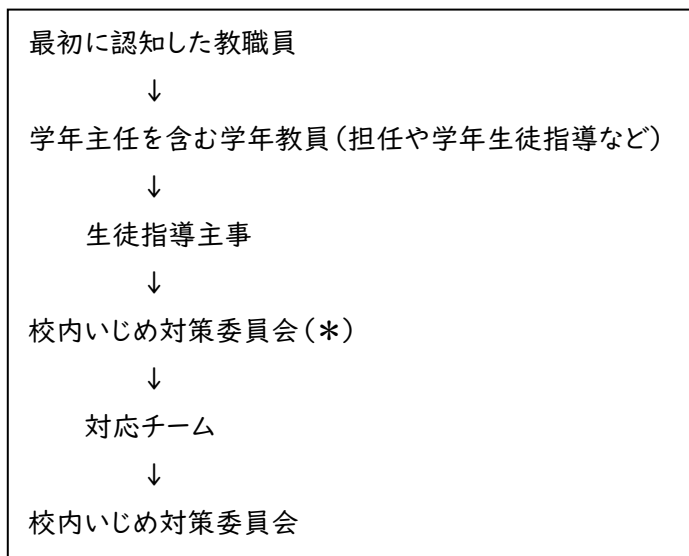
5 いじめの発見から解決まで

◎発見から指導、組織的対応について

①いじめの情報（気になる情報）のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・ノート等から気になる言動を発見
- ・被害生徒の子どもや保護者からの訴え
- ・クラスや学年の生徒や保護者からの訴え
- ・各種調査、アンケートから発見
- ・職員間の情報共有の中で、疑わしい言動をキャッチした場合

②いじめ発見からの教職員の動き



(*) 認知のタイミングによって、初期対応を検討するメンバーは校内いじめ対策委員会とは異なり、対応チームが担う場合がある。

・対応チームの編成

校長・教頭・生徒指導主事 ＋ 学年主任・担任・副担任・該当学年教員・部活動顧問など発生事案によって柔軟に対応メンバーを構成する

③対応方針の決定・役割分担

・情報の整理

いじめの態様、関係者、被害者（いじめられた子ども）、加害者（いじめた子ども）、周囲の子どもの特徴

・対応方針

緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認

聞き取りや指導の際に留意すべきことを確認

・役割分担

被害者（いじめられた子ども）からの聞き取りと支援担当・加害者（いじめた子ども）からの聞き取りと指導担当

周囲の生徒と全体への指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

④事実の究明と支援・指導

・事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聞き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聞き取りは、被害者（いじめられた子ども）→周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）→加害者（いじめた子ども）の順に行うことを基本とする。（事案によっては柔軟に対応順は検討する。）

⑤いじめの被害者（いじめられた子ども）への支援と加害者（いじめた子ども）・周囲の生徒への指導

◎聞き取りの際の留意事項

- ・ いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聞かない。
- ・ 聞き取りは、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・ 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・ いじめであると定義づけすることを先行させない。いじめられている子どもの気持ちに寄り添い、いかにつらい思いや傷ついた心情でいるかを理解させた結果として、「これはいじめである」といじめている生徒が理解できるように指導する。
- ・ 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながらすすめる。
- ・ 行為そのものの非を責めるのであって、いじめる側の人間や人格を責めて否定するのではない。
- ・ ただ単に謝ることだけで終わらせない。
- ・ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行わない。
- ・ 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- ・ 障害特性を有する生徒や自身の思いを表現することが苦手な生徒は、いじめの定義に基づいて「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行えるようにする。

◎被害者（いじめられた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- ・ いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの立場に立つ。

- ・子どもの表面的な変化からいじめが解消したと判断せず、経過観察を継続する。解消とは、少なくとも 3 か月を目安にいじめに係る行為が止んでいる状態でかつ、いじめられた子どもが心身の苦痛を感じていない状態のことをいう。

【事実の確認】

- ・担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ・「被害者にも原因がある」かのような指導や「がんばれ」など我慢を強いるような指導はしない。
- ・いじめられた子どもの心のケアを必要に応じて、SC などと連携し、学校全体で行っていく。

【経過観察】

- ・面談や個人ノートなどを定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との人間づくりを支援する。

◎加害者（いじめた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- ・いじめられた子どもの辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・いじめを行ってしまった背景や不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。また必要に応じて SC や関係機関などと連携し、今後の行動変容に繋げていく。
- ・いじめたことを認めさせ、しっかりと反省させ、相手を深く傷つけたことを自覚させる。この自覚が不十分だと、いじめが止まらずかえってエスカレートしたり、「先生に言って余計にいじめがきつくなった」という悪影響を生じさせることになる。（中途半端な指導はしないこと）

【経過観察等】

- ・面談や個人ノートなどを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

◎観衆、傍観者への指導

【基本的な指導】

- ・ いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・ いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- ・ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・ 観衆や傍観者の態度を、いじめられた子どもがどのように感じていたかを考えさせる。
- ・ これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・ いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- ・ 学級活動や学校行事等を通して、集団の雰囲気をプラスの方向に向けていく。
- ・ いじめが解消したと思われる場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、注意を怠らず、継続して観察指導を行っていく。

◎保護者との連携

①いじめられた子どもの保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問などを行い学校で把握した事実を伝える。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 学校は対応経過をこまめに伝えけるとともに、保護者と連携し家庭での子どもの様子の把握に努める。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、いじめた子どもの保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ・ 学校は、保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」との姿勢ではなく、事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
- ・ 学校は「いじめられた子どもにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をせず、家庭訪問をするなどし、時機を逸することなく対応する。

②いじめた子どもの保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問などを行い学校で把握した事実を伝える。
- ・ 相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 本人が事実を認めなかったり、事実確認があいまいであった場合でも、現状の事実確認の結果と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
- ・ 学校は保護者を非難したり、これまでの子育てについて批判することなく、今後の連携を深めていき、本人の成長を共に支援していけるように協力を依頼する。

③保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、学級や学年の通信や懇談会などを通じて、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

◎関係機関との連携

- ・箕面市教育委員会、箕面市青少年指導センター、箕面子ども家庭センター、箕面警察・池田少年サポートセンター、医療機関等の連携が不可欠である。日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
・ いじめの発見状況を報告する ・ 対応方針について相談する	箕面市教育委員会 (児童生徒指導課)
・ 指導方針や解決方法について相談する ・ 子どもや保護者への対応方法を相談する	箕面市教育委員会 (児童生徒指導課、箕面市 人権政策課－子ども・い じめ相談係) 箕面市青少年指導センター
・ いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している場合	警察・ 池田少年サポートセンター
・ いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている場合	医療機関
・ いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要な場合	箕面子ども家庭センター 箕面市教育委員会 (児童生徒指導課－教育 相談)

6 ネット上のいじめへの対応

◎ネット上のいじめへの対応に関する基本理念

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて専門家の助言を得ながら最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努め、未然防止には、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組みを行う。また早期発見には、SNS等を見たときの表情の変化やスマートフォン等の使い方の変化など、被害を受けている児童生徒が発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。ネット上のいじめを発見した場合は、いじめ内容を迅速に把握し、書き込み内容・画像等の記録を残すと同時に、書き込み内容・画像の削除等、これ以上の拡散を防ぐ等の迅速な対応を図る。また人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

◎ネット上のいじめについて

- ・パソコンや携帯を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の掲示板などに書き込んだり、SNSでのメッセージを送ったりするなど、いじめを行うもの。

<特殊性による危険>

- ・匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ・匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ・掲載された個人情報や画像は、情報の加工が簡単にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ・スマートフォンなどで撮影した写真を Web サイトに掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により住所等が特定されることがあるなど、利用者の情報を流失する危険性がある。
- ・一度流失した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ・時間・場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

◎未然防止について

- ・教科の時間や総合的な学習の時間を利用して情報モラルの指導を行う。
- ・SNSに関する学習会等を定期的に開催し、SNS等の危険性について学習する。
- ・管理者である保護者にも入学式や保護者懇談会等を利用して、ネットの危険性を理解してもらう。
- ・家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

<情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント>

- ・掲示板等を含めインターネットを利用する際には利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることが、インターネットのリスクを回避することにつながる。
- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、トラブルを招き、被害者の自殺や、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- ・一度流失した情報は、簡単に回収できないこと。
- ・掲示板等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えること。

◎保護者懇談会等で伝えたいこと

①管理者としての観点から

- ・子どもたちのパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話やスマートフォンを持たせる必要性について検討すること。

②未然防止の観点から

- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流失するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えていることを認識すること。

③早期発見の観点から

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもたちが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校に相談すること。

◎ネット上のいじめへの対応での留意事項

- ・ネット上の書き込みや画像等への対応
 - ＊書き込みや画像の内容の確認および記録の学校保存
 - ＊掲示板の管理人に削除依頼（プロバイダに削除依頼）（警察に相談・法務局に相談）
 - ＊個人データの削除を確認・生徒、保護者等への説明
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- ・加害者自身がいじめの仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例もあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要。

7. 重大事態への対処

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）、速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

◎重大事態への学校対応

常設の「校内いじめ対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を行っていく。また、教育委員会とも連携し、対応に臨む。